2016年12月改訂（第2版）（新記載要領に基づく改訂）
2010年12月作成

医療機器届出番号:27B1X00045000090

機械器具 74 医薬品注入器
一般医療機器　採液針　70324000

ディスポーザブル採液針Ｐ

再使用禁止

【禁忌・禁止】
1. 再使用禁止

【形状・構造及び原理等】
1. 形状・構造
本品は、主にバイアル等に封入された薬液をシリンジで吸入する際に使用されるもので、プラスチック針、コネクタ、濾過フィルタ、プロテクタによって構成される単回使用の採液針である。

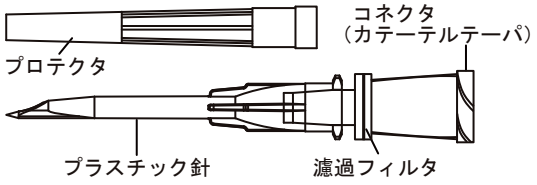

2. 材質
プラスチック針：ポリカーボネート
コ　ネ　ク　タ：ポリカーボネート
濾過フィルタ：ポリエステル

【使用目的又は効果】
シリンジに取り付けて薬液容器等から薬液を採取するために用いる採液針である。

【使用方法等】
1. 本品の包装を開封後、本品に薬液吸入器具（シリンジ）を接続します。
2. 本品をバイアル等の薬液容器に刺通し、薬液吸引器具（シリンジ）に薬液等を吸引します。この時、必要に応じ薬液容器を上下逆さまにします。
3. 薬液容器から本品を抜き去った後、薬液吸引器具（シリンジ）から本品を取り去ります。
4. 使用後は安全な方法で廃棄します。

＜使用方法等に関連する使用上の注意＞
1. 誤って手指等にプラスチック針を刺さないよう取扱いには十分注意してください。
2. プラスチック針をバイアル等のゴム栓に刺通する場合は、ゴム栓中央部に垂直に刺し、横方向に力を加えたり、他の針により刺通された同一部位に刺通しないよう注意してください。
3. 針先を液面から出さないようにして、薬液をゆっくり吸引してください。
4. コネクタへの薬液等の付着に注意してください。［接続部の緩み等が発生するおそれがあります。］
5. リキャップしないでください。［リキャップ自体に誤穿刺のおそれがあります。］

【使用上の注意】
1. 重要な基本的注意
1) 使用中は本品の破損、接続部の緩み、薬液漏れ及び詰まり等について、十分注意すること。
2) 脂肪乳剤及び脂肪乳剤を含む医薬品、ヒマシ油等の油性成分、界面活性剤又はアルコール等の溶解補助剤等を含む医薬品に使用する場合及びアルコールを含む消毒剤を使用する場合は、本品のひび割れについて注意すること。［薬液により本品にひび割れが生じ、薬液漏れ等の可能性がある。なお、過度の締め付け及び繰り返しの締め付け等はひび割れの発生を助長する要因となる。］
3) ひび割れが確認された場合は、直ちに新しい製品と交換すること。

2. 相互作用（他の医薬品・医療機器との併用に関すること）
1) 使用する薬液吸引器具（シリンジ）の種類によっては、十分な接続強度が確保出来ない場合があるので、あらかじめ接続状態を確認の上、使用すること。

【保管方法及び有効期間等】
1. 保管方法
水ぬれに注意し、直射日光、高温多湿を避けて保管すること。

2. 有効期間
包装に記載の使用期限欄を参照のこと。
有効期間：滅菌後3年（自己認証による）

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】
製造販売（お問い合わせ先）
ニプロ株式会社
電話番号：06-6375-6709

製造
ニプロ医工株式会社

針先注意
処置後の誤刺注意

NIPRO　ニプロ株式会社